

【栄区】会計年度任用職員（選挙事務補助業務（登録制度）） （令和6年度）募集要項

1 募集概要

募集職種	【栄区】会計年度任用職員（選挙事務補助業務（登録制度））
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当日投票に係る事務補助 ・開票に係る事務補助 ・ポスター掲示場に係る事務補助 ・期日前投票に係る事務補助 ・選挙公報に係る事務補助 ・不在者投票に係る事務補助 ・選挙人名簿調整に係る事務補助 ・その他選挙に係る事務補助 <p>※その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）</p>
応募要件	<p>(1) 選挙業務に興味があり、公務員としての自覚を持ち、任用期間中、選挙運動又は政治活動に関与しない方※地方公務員法、公職選挙法及び政治資金規正法により、政治的行為等が制限されます。</p> <p>(2) 地方公務員法第16条に定める以下の採用に関する欠格事由に該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・民法の一部を改正する法律（平成11年法律149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者
登録有効期間	登録申込受付後から令和7年3月31日まで
対象とする選挙	衆議院解散に伴う総選挙等、急な選挙があった場合 (任期満了により予定されている選挙はありません。)

2 勤務条件等

身分	地方公務員法第22条の2に基づく会計年度任用職員
勤務地	横浜市栄区桂町303-19 栄区役所 (JR京浜東北・根岸線 本郷台駅から徒歩約10分)
雇用期間及び勤務日	投票日の約1か月前から投票日以降約2週間までの土・日曜日を含む週5日以内 ※勤務日については選挙期日確定後に決定します。
勤務時間	午前8時45分から午後5時15分まで (原則午後0時から午後1時まで休憩)

給与	時給 1,220 円 ※給料・報酬水準の改定により、変更となる場合があります。
通勤手当	実費相当額を支給（上限あり）
休暇等	一定の要件を満たす場合に年次休暇を付与します。
社会保険	勤務日数に応じて雇用保険等の加入対象となる場合があります。
その他	その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

3 登録の申込・選考の流れ

- (1) 登録用紙に必要事項を記入のうえ、次に記載の申込み先に持参又は郵送で提出してください。

【申込先】

ア 郵送の場合

〒247-0005 栄区桂町 303-19

栄区役所総務課統計選挙係「会計年度任用職員募集担当」

イ 持参の場合

栄区総務課統計選挙係（区役所本館4階43番窓口）へ持参してください。

受付時間：平日8時45分から17時まで

- (2) 申込先で登録手続きを行います。（登録の有効期間は、令和7年3月31日までです。）
- (3) 選挙の執行が決まり次第、登録者の中から条件にあてはまる方へ個別に選考の実施について御連絡します。
- (4) 選考試験用の必要書類（詳細は別途御連絡します。）を郵送でご提出いただき、選考を実施します。
- (5) 選考後、選考の結果を御連絡します。
- (6) 選考の結果、採用となった場合は、必要書類を提出いただき、会計年度任用職員としての任用手続きを行います。

4 注意事項

- (1) 登録は、任用を約束するものではありません。ご登録いただいても、条件に合わない場合には、選考の御連絡は行いません。
- (2) 提出された応募書類は返却しません。また、個人情報、本募集のためだけに使用します。
- (3) 令和6年度中に横浜市栄区で選挙が執行されなかった場合、当該登録名簿は無効となります。
- (4) 申込後に住所や連絡先、氏名に変更があった場合は、担当まで御連絡ください。

5 お問い合わせ先

栄区総務課統計選挙係

担当 岸・矢井田

電話 045-894-8315

FAX 045-895-2260